

## フランスの高等教育改革における博士教育への取り組みについて

Education Schemes for Doctoral Candidates as Part of Higher Education Reform  
in France

岩崎 久美子\*

IWASAKI Kumiko

### Abstract

The purpose of this paper is to introduce education schemes for doctoral candidates in France as part of higher education reform and discussions, by examining previous studies as well as analyzing materials and information obtained through visits to organizations such as the French Ministry of Higher Education and Research, universities, and the National Agency for Research and Technology (ANRT).

First, three reasons for higher education reform in France have been highlighted: the current situation of universalized universities, such as the deteriorated learning environment, high drop-out rates, and prolonged education period; the implementation of Bologna Process in higher education in Europe; and the influence of international evaluation such as academic rankings of world universities on French higher education. Second, legal provisions made in 2006 for improvement in higher education infrastructure, specifically research, have been illustrated; these provisions aim to promote research and innovation in France. This led to the establishment of several research parks around France, such as the Paris-Saclay Campus, the Evaluation Agency for Research and Higher Education, and the National Agency of Research, which allocates research funds. Third, some schemes were regulated by ministerial ordinance for doctoral education that facilitates policies for doctoral education centers; these policies ensure uniformity in education and transferable skills and recognition of doctoral degrees to aid researchers at the start of their careers. In addition, financial assistance is also offered in many ways, such as provision of allowances through contracts with doctoral candidates and holding of conventions among doctoral candidates, firms, and research laboratories in universities to promote joint doctoral research.

Moreover, with the help of the data collected, factors giving rise to employment instability among doctors, such as unemployment or fixed-term employment and the rapid increase in the number of doctoral candidates, are clarified. Finally, ideas based on human capital theory, which asserts that raising education standards can help sustain a knowledge-based economy and achieve employment security, economic growth, and competitive advantage on an international level, are discussed, and the relationship between prolonged education period and educational outcomes is examined.

\* 生涯学习政策研究部総括研究官

研究やイノベーションの推進は、フランスのサルコジ（Sarkozy, Nicolas）大統領政権（2007年5月～2012年5月）の重要な政策領域の1つである<sup>1)</sup>。知識基盤社会での科学技術の推進と欧州での政治的影響力を堅持したいフランスは、研究やイノベーションの拠点となる高等教育改革を欧州の枠組みに沿って急激に推進してきた。さらに、フランスでは、このような研究基盤の整備に加え、フランス政府留学局（CampusFrance）による27の異なる言語での留学情報の提供<sup>2)</sup>や、高等教育機関や研究機関における英語による講義など、国をあげて積極的に留学生や研究者の誘致施策を行っている。それは優秀な人材を世界中から獲得し、フランスの高等教育機関にプールし、フランスの研究・高等教育システムの国際的地位の確立に向けた戦略的動きともとれる。

フランスの博士課程教育改革に関しては、これまで、夏目（2007、2010）、大場（2009）<sup>3)</sup>らによって詳細な紹介がなされてきたが、本稿では、このような積極的な高等教育重点・拡大政策の中で、これまで注目されてこなかったフランスの博士課程学生の雇用問題に焦点をおき、フランスの高等教育・研究省、大学、产学連携機関などで取得した資料や聴取した内容を整理した上で、フランスの取り組みと議論を紹介する<sup>4)</sup>。

## 1. フランスの国家戦略としての学術体制の拡充

### (1) フランスの高等教育の二重構造

フランスの高等教育は、バカロレア取得者すべてに門戸が開かれている大学に対し、ごく少数の人数を選抜しフランスの官界、政界、経済界への指導的立場に立つ国家エリートを養成するグランゼコールと呼ばれる高等教育機関が併存している<sup>5)</sup>。この高等教育の二重構造の中で、官立のグランゼコール、その中でもとりわけ入学が厳しく、在学中、国から給与を支給される高等師範学校（École Normale Supérieure, ENS）や理工科学校（École Polytechnique）といった伝統校では、当初から特権的な社会的背景をもつ学生の比率が高く、文化的資本を持った階級の再生産が行われてきた<sup>6)</sup>。一方、相対する大学は、1985年にシェバーヌマン（Chevènement, Jean-Pierre）国民教育大臣がバカロレア水準に到達する者を2000年までに同年代のうちの80%にするとの数値目標を掲げたことで高等教育進学率が急劇に伸びた<sup>7)</sup>が、このような層を一手に吸収したのは、バカロレア取得者全員に門戸を開いている大学だった。その結果、急増する学生を抱えて拡大する大学と少数先鋭のグランゼコールとの格差は一層広がり、同時に、大衆化によってもたらされた学位のインフレーションとその価値の相対的低下により、学位を持たない者を含む若年層の失業率を高める遠因となったと言われている<sup>8)</sup>。

### (2) 高等教育改革の背景

高等教育改革を求める第一の理由は、緊縮財政を強いられる中で、大衆化に伴って拡大した大学の学習環境の悪化であった。さらに、大学は、学生のドロップアウト率の高さや在学期間の長期化、国際的競争市場に対応できる人材育成という喫緊の課題を抱えていた<sup>9)</sup>。第二の理由は、欧州全体に広がった欧州高等教育圏（European Higher Education Area, EHEA）の構想である。その目標は、学生・研究者の流動性を欧州内で高めることで多国間の競争を促進し、結果的に各国の高等教育の質を向上させ、欧州全体の国際競争力を強化すること、そして、学位を取得した欧州市民の雇用機会を増加させること<sup>10)</sup>にあり、欧州高等教育圏の成立にむけて、ボローニャ・プロセスとよばれる取り組みが欧州全体に広がっていく。欧州高等教育圏の構想は、各国が共通に抱える高等教育の大

衆化、学位取得者の就職難、そして高等教育のグローバル化に対し、国レベルではなく、「ヨーロッパ」という上位レベルから、自国の高等教育改革を促し迅速に対応しようとするものであり<sup>11)</sup>、フランスもこの動きの中で自国の高等教育の改革に着手するようになる。

まず、2002年学位制度の改革として、ボローニャ・プロセス<sup>12)</sup>の一環として、バカロレア取得後3年の課程で学士（licence）、さらに2年の課程で修士（Mastere）、その後さらに3年の課程で博士（Doctrat）の学位を取得する学位制度を単線化、共通化するLMD改革がなされた。フランス国内では、バカロレア取得者数は1990年代後半から停滞し、大学進学率の増加も頭打ちになるが、このLMD改革により、高等教育へ進学する絶対数は再び増加する<sup>13)</sup>。

フランスの高等教育改革の第三の理由は、上海交通大学のランキングなどに代表される高等教育に関する国際的評価であった。上海交通大学による高等教育のランキングが始まった2003年当初、フランスの高等教育で100位に入ったのは2校のみであり、その順位もピエール＆マリー・キュリー大学（パリ第6大学）（Université Pierre et Marie Curie, UPMC (Paris VI)）が65位で最も高く、次いでパリ南第11大学（Université Paris-Sud 11, UPS (Paris XI)）の72位であった。前述のグランゼコールの名門、高等師範学校（ENS, Pais）と理工科学校はトップ100校にも入らなかった<sup>14)</sup>。当時、東京大学が19位、京都大学が30位で、大阪大学、東北大学、名古屋大学が併せて100位に入っていたことと比較すれば、フランスの高等教育関係者にとって、この結果がいかに衝撃的であったかが推測される。この評価は、高等教育に対する国家的な論議を呼び、高等教育改革の引き金となつた<sup>15)</sup>。

このような背景を受けて、フランスでは、2006年に研究振興の根幹となる「研究計画法」（Loi de Programme pour la Recherche）が制定される。フランスの「計画法」（Loi de Programme）とは、国家の経済・社会的活動の目標を規定する法律であり、特定領域について、国が数年に渡り決定する目標と財政措置を規定するものである<sup>16)</sup>。この法律は、国際競争の激化する中、科学を持続的発展および経済的競争力確保の鍵として位置づけ、これにより、2005年から2010年にわたり、研究・イノベーション・システム全体の改革に関する内容、具体的には研究成果の産出を強化するため、地理的に近い大学やグランゼコールの高等教育機関や研究機関の連携・協同する枠組みである研究・高等教育拠点（Pôles de Recherche et Enseignement Supérieur, PRES）（第5条）<sup>17)</sup>、研究・高等教育活動の評価を行う「研究・高等教育評価機構」（Agence d'Évaluation de la Recherche et de l'Enseignement Supérieur, AERES）（第9条）、研究プロジェクト経費の配分機関である国立研究機構（Agence Nationale de la Recherche, ANR）（第16条）が規定された<sup>18)</sup>。また、この法律には、研究開発投資を190億ユーロ（2004年）から240億ユーロ（2010年）に増加する財政措置が記された<sup>19)</sup>。

フランスの政府研究費は、機関助成（ブロック助成）とプロジェクト助成に大別されるが、フランスの高等教育機関と、政府の科学研究機関である国立科学研究センター（Centre National de la Recherche Scientifique, CNRS）の予算のほぼ90%、国立科学研究センター以外の公的研究機関の研究財源のほぼ60%を機関助成が占めており<sup>20)</sup>、一般に研究財源に対する国家予算の依存度が高いと言われてきた。高等教育の重点的改革によるフランスの教育予算に、高等教育支出が占める割合の推移を見れば、1980年14.6%、1990年16.4%、2000年16.7%であったところ、2008年19.5%、2009年19.9%と増加しているが<sup>21)</sup>、この増加と同時に、機関助成が減少し、競争的研究資金であるプロジェクト助成が占める割合が高まっている。戦略策定、プロジェクト・ベースの研究資金配分、成果に基づく事後評価、研究者のモビリティ、研究成果の活用といった効率的な制度設計への転換は、2001年に制定され2006年に実施に至る新しい「予算法に関する組織法律」（Loi Organique relative aux

Lois de Finances, LOIF) に象徴される<sup>22)</sup>。この法律に基づき、政策誘導的に高等教育や研究に、質の向上を目指す競争的環境の強化が図られていくようになる。

## 2. 欧州の博士課程教育の枠組み

### (1) ボローニャ・プロセスにおける博士課程への注目

欧洲全体に目を向ければ、欧洲高等教育圏に向けて、2010年までの工程化され定期的に開催される高等教育大臣会合や、多様な参画者からなる重層的な組織的行為を伴う、前述のボローニャ・プロセスが、欧洲の高等教育改革の推進母体となっている<sup>23)</sup>。2005年5月、欧洲の高等教育と研究についての中間評価と、2010年に向けての目標と重要領域の設定を目的に、このボローニャ・プロセスに関わる45か国の大學生会合が、ノルウェーのベルゲンで行われた。

この高等教育大臣会合に先立ち、2005年2月に、オーストリアのザルツブルグで、ボローニャ・セミナー「ヨーロッパにおける知識社会に応じた博士課程教育」(Bologna Seminar on “Doctoral Programmes for the European Knowledge Society”)と銘を打ったセミナーが開かれ、博士課程教育に關し基本方針を定めた「ザルツブルグの10方針」<sup>24)</sup>が提言された。その内容は、1)研究を通じた知識の高度化と学術職以外の広範囲の労働市場のニーズに応じる訓練の提供、2)大学における適切な専門キャリア開発の機会の提供、3)多様性の重視、4)博士取得予定者の研究専門家としての承認、5)博士号取得予定者、指導教官、高等教育機関間の責任を明らかにし、透明化した契約枠組みに基づいた指導と評価の実施、6)博士課程の本格始動とイノベーションへの実践の多様な形態の活用、7)3-4年を原則とする適切な修学期間、8)学問分野を超えた訓練と移転可能なスキルの開発、9)地域間、学問間、分野間の移動を促し大学や他のパートナー間との協力の枠組みにおける国際協力、10)博士学生への適切で継続可能な財政支援、から構成される。

ベルゲンでの高等教育大臣会合では、この「ザルツブルグの10方針」の提言を取り上げ、第一に、欧洲高等教育圏の質の維持や改善により、欧洲高等教育圏の国際競争性と魅力を高めること、第二に、研究と研究のための訓練の重要性について確認すること、そして、第三に、構造化された博士課程と透明性ある指導と評価を考慮し、広範な労働市場の需要に見合う学際的教育内容や移転可能なスキルの開発を推進し、博士課程学生の数を増加させること、などを掲げる共同宣言が出された<sup>25)</sup>。

### (2) フランスの対応

フランスは、このような欧洲の動きを受けて、イノベーションと国際競争に対応しうる人材育成の一環として博士教育の充実を進めるため<sup>26)</sup>、前述の2006年「研究計画法」と同時に、博士教育に関する省令(Arrêté du 7 août 2006 relatif à la formation doctorale)を制定する<sup>27)</sup>。その柱は次の4つである。

#### ① 博士教育センター (école doctorale)

博士教育の支柱として博士教育センターを充実させる。博士課程在籍者は、研究室付設の博士教育センターに所属し、博士論文執筆とともに移転可能なスキルを養成する共通科目を受講する。

② 高等教育機関や研究機関の評価を担当する独立行政機関「研究・高等教育評価庁」(Agence d'Evaluation de la Recherche et de l'Enseignement Supérieur, AERES)との4年契約に基づく評価により、博士教育の国家的な認証を行う。

③ 博士教育を「研究の職業経験」として承認する。これには、博士課程在籍者や若手研究者から

なる若手研究者連盟（Confédération des Jeunes Chercheurs, CJC）が、大学院在籍中の研究活動を職業経験（expériences professionnels）として社会的に認証するよう求めた内容<sup>28)</sup>を反映するものである。

- ④ 国の評価基準に基づき、すべての高等教育機関が博士教育に関与しうる可能性を提示する。

### (3) 博士課程の人口分布

フランスの博士課程の現状を見ると、1990 年前後から、社会における高度専門人材の需要に応じ、博士号取得者の増加政策をとったことで<sup>29)</sup>、博士課程登録者数は、2000 年から 2005 年にかけて 15% 増加した。しかし、登録者数は、その後安定して推移したが 2007 年以降は減少している。2007 年以降減少したのは、研究・高等教育評価庁の評価により質の統制が入ったことによる<sup>30)</sup>。2009 年の実数は、66,500 人であり、2000 年の学生数と比較して 9% の増加である。登録学生の専攻の内訳は、自然科学发展が 43%、言語・人文科学が 35%、法律、経済、社会科学が 19% となっている。一方、2008 年の博士号授与者は、大学が 11,400 人、大学以外の工科大学校が 330 人である。2000 年との比較では 44% と急増している。取得者の専攻は、自然科学发展が 59%、言語・人文科学が 25%、法律、経済、社会科学が 13% である<sup>31)</sup>。

### (4) 博士課程登録者への財政措置

博士課程登録者のうち財政状況のわかっている者の約 7 割は何らかの財政支援を受けている。

財政支援の内訳で最も大きい高等教育省による研究助成は、博士契約（contrat doctoral）とよばれる契約に基づく。これは、政府が博士課程在籍者と 3 年間の契約を結び、フランスの労働法によって規定される労働契約に基づく社会保障の受給権利と最低賃金を保証するものである。2010 年 7 月 1 日現在、3 年間の博士課程学生一人当たりの支給額は、研究のみの場合 1 か月 1,685 ユーロ、助手業務を含む場合 1 か月 2,025 ユーロとなっている。博士契約は、大学が契約数を決定し、高等教育省に申請し、高等教育省が予算を直接配分する。現在の博士登録者のうち、その契約者は約 65% とされる<sup>32)</sup>。

表 1 博士課程登録者の財政措置

	2010 年	
博士課程登録者数	19,769 人	
うち財政状況がわかっている登録者数	18,564 人	
財政支援のある登録者数	12,761 人	
財政支援率（全体の登録者数のうち）	64.6%	
〃（財政状況のわかっている登録者数のうち）	68.7%	
財政支援のない博士課程登録者数	3,098 人	



高等教育省による研究助成	31%
研究を通じた産業研修協定	9%
研究機関による助成	11%
地方自治体による助成	9%
留学生奨学金	16%
その他	24%

MESR, *L'Etat de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche en France*, décembre 2010, no.4, p.64.

この他の研究助成に、高等教育・研究省による事業として全国研究・技術協会（Association Nationale Recherche Technologie, ANRT）によって行われている「研究を通じた産業研修協定」（Les Conventions Industrielles de Formation par la Recherche, CIFRE）がある。研修生は、大学の博士課程に在籍しながら、企業が関心をもっている研究開発領域での共同研究プロジェクトを通じて博士号取得を目指す。

「研究を通じた産業研修協定」は、1981年発足当初は、自然科学のうち工学などの応用研究での修士号取得者を対象としていたが、1989年にはビジネスなどの人文社会系にも拡充されている。この協定により、研修生は、3年間にわたり、税込で年額23,484ユーロの給与（2009年）を受ける。一方企業は、学生に支払う給与額を含め、年間14,000ユーロの補助金を全国研究・技術協会（ANRT）を通じて受け取り、残りの経費は税額控除か還付が受けられる（Crédit d'impôt recherche）。

フランスでは、伝統的に基礎科学を中心に扱う公的研究機関・高等教育機関と応用研究を行う企業（産業部門）との関係が希薄であり、世界でも高水準の科学技術レベルを有しながらも研究開発分野の経済的な実効性の低さが指摘されてきた<sup>33)</sup>。しかし、「研究を通じた産業研修協定」は、国、高等教育、産業の各部門の研究機関同士の協力関係の強化を図る事業であり、企業のイノベーションの展開と学生の雇用可能性を高める仕組みとして双方に利点をもたらすものである。特に、博士課程に在籍しながら研修生になる者は、大学での研究訓練とともに、職業体験を持ちうるため、企業への就職ルートを開拓できる。結果、「研究を通じた産業研修協定」研修生で博士号を取得した者のうち、81%が3ヶ月、9%が6ヶ月、6%が1年以内に就職口を見つけている。また、1981年以降「研究を通じた産業研修協定」を受給した者へのアンケートによれば、総数11,808人のうち、37%は「研究を通じた産業研修協定」受給時と同じ企業に就職、35%が他の企業に就職、13%が国立科学研究センターや大学の学術職として就職、6%がポストドクター、9%が求職中との結果である<sup>34)</sup>。

### 3. 博士学生の就職

#### (1) 研究職への就職

博士号取得者の就職口は、大きく3つに分けられる。第一は国立科学研究センター（CNRS）研究員、第二は大学等の教員、第三は企業などへの就職である。

研究に専念できる国立科学研究センターの研究員の常勤ポストは、先進国の研究者との比較にあって給与水準が必ずしも高くない<sup>35)</sup>と言われるもの、厳しい競争試験となっている。2011年の新規採用は、10分野（①生命科学、②化学、③環境科学および持続的開発、④人文科学および社会科学、⑤情報工学、⑥工学、⑦数学、⑧物理学、⑨核・素粒子物理学、⑩地球惑星科学）を通じて330人となっている<sup>36)</sup>。

大学教員は高等教育教授資格（agrégation）を有する必要があり、国立科学研究センター研究員と比較し、講義義務があるため研究の時間は逼迫される。特に、準教授（maître de conférence）は教授（professeur）より授業数が多いが研究実績がないと教授になれない、といったジレンマ状況にあり、約7割近くが昇格できない現状にあり、研究者にとっては必ずしも望ましい職ではない。

ポストドクターに関しては、博士号取得者に対する任期付きである有期雇用契約（Contrat de travail à durée déterminée, CDD）といった雇用形態がある（こちらが日本でのポストドクターの概念に近いと思われる）。フランスのポストドクターは、狭義には、欧州圏内やその他の国の研究者の異動や交流を促進する際に活用されている身分と想定される<sup>37)</sup>。たとえば、欧州連合（European Commission）では、博士号取得予定者、ポストドクター、並びに実績ある研究者に対し、国籍以外、かつ過去に1年以上滞在歴のない国での高等教育機関で、研究を行うマリー・キュリー研究助成金（EU Marie Curie Fellowship）を提供し、積極的に研究者交流を進めている。ここで言うフランスのポストドクターの2011年の実数は3,188人で、うち最も多いのが生物・医学・健康分野（Biologie, Médecine et Santé）924人、情報通信光学（Sciences et Technologies de l'Information et de la Communication）556人、

化学 381 人、物理 366 人の順となっている。この 3,188 人の経費としては、フランスにおける契約 48.5%、欧州契約 21.1%、欧州以外の契約が 30.4% である<sup>38)</sup>。

## (2) 短期雇用と失業

博士課程在籍者数の増加にともない、雇用の不安定化 (précarisation) が進行していると言われる。その理由は、博士号取得者数は増加しているが、一方で、国立科学研究中心での学術常勤職ポストが減少し、有期雇用契約 (Contrat de travail à durée déterminée, CDD) のポストが増加しているためである<sup>39)</sup>。博士学位取得後 3 年以内の失業率は 2007 年で 10%、有期雇用契約は 27% であり、併せてほぼ 4 割が常勤ポストに就いていない。

博士課程学生の増加は、高度職業人の養成を目的としたものであり、企業への就職をも想定したものである。しかし、フランスでは、伝統的に大学における博士号取得者よりもグランゼコール、特に理系出身者の方が優位とされ、就職ではグランゼコールの卒業生のネットワークが強力に作用し、博士号取得者採用の壁となっている。企業の採用促進にあたっては、博士教育センターでの移転可能なスキルの教授などの博士課程の職業課程化や、博士論文作成を研究室と企業との共同プロジェクトで行う前述の「研究を通じた産業研修協定」といったしくみが有効と考えられている。また、高等教育・研究省は、博士課程学生の企業での雇用を進めるため、自然科学領域の若手研究者へ雇用情報を提供するアソシエーションである Intelli'agence<sup>40)</sup> などにも補助金を提供している。

表 2 博士、工科大学校、DESS の学位取得者の 3 年後の雇用状況

	失業率 (学位取得後 3 年)		非正規雇用 (学位取得後 3 年)	
	2004	2007	2004	2007
博士全体	11%	10%	24%	27%
CIFRE 受給者	6%	6%	17%	14%
研究助成受給者	9%	6%	23%	22%
工科大学校 (école d'ingénieurs)	6%	4%	8%	8%
DESS	11%	7%	23%	21%

資料出所 : Génération2001, Génération 2004.

## 4. おわりに

今回の訪問調査で明らかになったのは、第一に、「ザルツブルグの 10 方針」の提言に基づく博士課程教育整備に向けた欧州全体の取り組みとフランスの対応、第二に、フランスの博士課程の学生数の増加と雇用状況、第三に、博士課程学生への、政府の財政措置や企業雇用促進を試みる全国研究・技術協会 (ANRT) が行う「研究を通じた産業研修協定」などのフランスにおける積極的施策である。

フランスの高等教育の改革の動きは、欧州全体の動きと連動し激しさを増している。博士課程を含む高等教育の拡大は、我が国<sup>41)</sup>を含む先進国共通の政策であるが、その底辺には、知識基盤経済を支え、雇用の確保・維持や経済成長のため、また、国際競争に打ち勝つために、教育や訓練への投資を重要視する、グローバル化社会における人的資本の考え方が共通に存在している。

フランスでは、20世紀後半以来、学業期間の延長と一貫した学位取得者の増大をめざす教育政策が推進されてきた。フランスの社会学者であるデュリュ＝ベラ (Duru-Bellat, Marie) は、その政策合意を次のように説明する。つまり、国の立場から言えば、国内での学業期間を延長し学位取得者の増大を目指す政策は、国家財政の負担にもかかわらず、若年層の失業を短期的に回避でき、労働市場に参入する前に若年層に技能を与えると主張できる。また、企業の立場から言えば、学位を持った大量の学生を就職「予備軍」として手中に置くことで、将来の不確実性に備え、現在の従業員に圧力をかけることができる。そのため、労働市場参入前に技能を習得し、社会の発展や社会的公正を担保するという目的を前にして、将来的に職の内容の変化や経営環境の変化に対応するために必要とされる能力に対する不確実性が伴うとしても、学歴の膨張政策に正面から反論を述べる者はなく、コンセンサスを得ることが容易である<sup>42)</sup> ということなのだ。確かに若年層の高い失業率に悩まされているフランスにあって、学歴が高いものほど失業率が低いことは各種の統計で明らかにされてきた。資格や学歴が厳格に社会の地位に結びつくフランスでは、高学歴者の失業や非正規雇用の問題よりも、通常の義務教育で学校での失敗に陥った子どもたちへの対応が深刻であるかもしれない。また、フランスでは、国で雇用される国立科学研究センターの常勤研究職などは、すべて競争試験で採用されるため、試験に落ちた場合、キャリア変更を考えざるを得ない。その意味で、国立科学研究センターの雇用のための競争試験は、研究者が早い段階でキャリアを変更させる冷却装置として機能しうるものかもしれない。しかし、そうであったとしても、デュリュ＝ベラは、教育年限の延長、とりわけ大学での教育年限の延長に対する教育効果について、実社会への参入と各種職業への配分の観点から疑問を呈するのである。

我が国でも、高学歴が雇用を保証し、よりよい生活を保証するというかつての前提是、制度疲労をおこしており、たとえ、博士課程を修了した高学歴者であっても常勤研究職と非常勤研究職という二極分化が生じているとの指摘もなされている<sup>43)</sup>。実際、フランスでも新たに増大した博士号取得者に対し、想定されている企業での採用は、聴取したところ積極的には進んでいないようである。移転可能なスキルなどの博士教育センターでの教育が、早期に仕事に就いた者以上に高度な知識を付与し、実社会での雇用可能性を高めうるのか。あるいは博士教育を受けた者が、それ以前に就職したと仮定した場合と比較し機会費用以上の利益を得られるのか。また、教育期間の延長が直線的に雇用、経済成長、国際競争に結びつくといった教育期間と教育効果の関係や、高等教育の収益のうち博士課程以降の一定年数以上の教育は逆に収益を減らすといった視点は、あらためて検証されなければならないと思われる。

グローバル化した経済は、訓練や雇用の観点から、国内問題であった教育や文化を巻き込み、激しい国際競争の展開をもたらした。それは、高度な教育を受け知識を持つ人材獲得に拍車をかける。フランスの高等教育の特徴であった国家エリートを育成するグランゼコールにあっても、近年、企業が在学中、国から受け取った給与を肩代わりしても優秀な学生を引き抜くことがあり、国家エリートが国内組織から逃げていくケースが増えているという<sup>44)</sup>。より優秀な者には労働市場からの多くの誘因がある一方、高学歴ながらも失業や有期契約雇用になる者も存在している。

グローバル化によってもたらされた課題は、先進国が抱える問題をも共通化する。高度職業人の育成を目的とする博士課程の拡充と雇用についても、先進国は同様の課題を抱えている。そのため、フランスの「研修を通じた産業研修協定」のように実社会への参入に必要な経験や道筋を提供すること、あるいは公務員試験の年齢制限の廃止などの拡充に伴った施策の一貫性は、我が国の博士号取得者の雇用施策を考える際の参考になると思われる。

## 注

- 1) サルコジ大統領は、高等教育、研究、イノベーションは、フランスにとって絶対的重要事項としており、国の研究・イノベーション戦略の 2009 年から 2012 年にわたる全体像を示す報告書 (Stratégie Nationale de Recherche et d'Innovation) が 2009 年 7 月 23 日に高等教育・研究大臣により報告された (伊地知寛博『解説：国的研究・イノベーション戦略』pp.109 – 110. 国立国会図書館 調査報告書「科学技術政策の国際的な動向」2011. 大久保嘉子「フランスの研究・イノベーション戦略」『科学技術社会論研究』第 8 号,2011.)。
  - 2) 日本向けのホームページは、次のとおり。Campus France Japon, <<http://www.japon.campusfrance.org/ja/node/13495>> (accessed 2011/12/29).
  - 3) 夏目達也「フランスにおける大学院教育の質的向上」『名古屋高等教育研究』第 7 号, 2007., 夏目達也「フランスの大学院教育改革における大学院在籍者組織の役割」『フランス教育学会紀要』第 22 号, 2010., 大場淳「フランスにおける博士教育制度の改革」『広島大学教育学研究科紀要第三部』第 58 号, 2009.、など。
  - 4) 本稿に基づく資料収集は、下記の経費により、平成 23 年 11 月 8 日(火)~11 月 12 日(土) の間に行われた。
    - 1) 科学研究費補助金基盤研究 (B) フランスにおけるキャリア教育を通した社会統合と公教育の再構築に関する総合的研究 (研究代表者 : 法政大学 古沢常雄)
    - 2) 科学研究費補助金基盤研究 (B) 大学院におけるエンプロイアビリティの育成に関する国際比較研究 (研究代表者 : 首都大学東京 大森不二雄)

<訪問先>1)高等教育・研究省 (Ministère de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche, MESR)  
 ①Emploi Scientifique 担当, ②Contrat Doctoral et des ENS-EFE 担当, 2)全国研究・技術協会 (Association Nationale Recherché Technologie, ANRT) Cifre 担当, 3)パリ国際大学都市日本館 (Cité Internationale Universitaire de Paris, Maison du Japon) 館長, 4)パリ第 6 大学 (Universités Paris VI, UPMC) CNRS/IN2P3, 5)パリ南第 11 大学 (Université XI, Paris-Sud) ①CNRS/IN2P3, ②Service Central de la Recherche et des Ecoles Doctorales.

訪問先については、CNRS/IN2P3 の田中礼三郎先生に多くの情報提供をいただいた。また、CNRS/IN2P3 の日仏双方の研究者の方々、パリ国際大学都市日本館館長寺尾仁先生、並びに高等教育・研究省、ANRT、パリ第 11 大学博士教育センターのそれぞれの担当者の方々に情報や資料の提供を受けた。記して謝意を表したい。
  - 5) Suleiman, Ezra N. (1978) *Elites in French Society- The Politics of Survival*, Princeton University Press. pp.22-25. フランス社会のエリートの研究で知られるスレイマン (Suleiman, Ezra N.) は、フランスのエリートを「国家によって創り出されたエリート」(state-created elites) と表現している。
  - 6) 1960 年代にブルデューらが行った調査によれば、最も比率の高い高等師範学校(ENS)と理工科学校 (École Polytechnique) では、上級管理職及び自由業の子弟の比率がそれぞれ 57% と 51% であり、中間管理職の子弟は 26% と 15% である (ブルデュー, P./パスロン,J. (石井洋二郎監訳)『遺産相続者たち—学生と文化』藤原書店, 1997 p.19.)。
  - 7) バカロレアは普通バカロレア (baccalauréat général)、技術バカロレア (baccalauréat technologique)、職業バカロレア (baccalauréat professionnel) があり、ほぼ全員が高等教育機関に進学する普通バカロレアについて言えば、1985 年同年齢層の 19.8% が、2007 年には 34.8% に増加した (Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche, édition 2007,234–235)。全体でのバカロレア取得者の対同年代比は、1945 年 3%、1975 年 25%、2009 年は 65.6% である。Le baccalauréat-Ministère de l'Education nationale, <<http://www.education.gouv.fr/cid143/le-baccalaureat.html>> (accessed 2011/12/29).
  - 8) 望月ゆか「フランス高等教育機関の概観」『武蔵大学人文学会雑誌』第 38 卷第 1 号 2006, p.25.
  - 9) 木戸裕「ヨーロッパの高等教育改革—ボローニャ・プロセスを中心にして—」『レフェレンス』2005.11. pp.75 - 76.
  - 10) 望月ゆか、前掲書、pp.2 - 3.
  - 11) 前掲書、p.1.
  - 12) ボローニャ・プロセスの青写真は、1998 年フランス、イタリア、ドイツ、イギリスの 4 か国でフランス、ソルボンヌでの会合で作成された。
  - 13) ドュリュ=ペラ, M. (林昌宏訳)『フランスの学歴インフレと格差社会—能力主義という幻想』明石書店, 2007, pp.30-31.
  - 14) 2010 年の上海交通大学世界大学ランキングでは、ピエール & マリー キュリー大学 (パリ第 6 大学) (UPMC (Paris VI)) 39 位、パリ第 11・南パリ大学 (UPS(Paris XI)) が 45 位、グラン・ゼコールの高等師範学校(ENS (rue d'Ulm – Paris) が 71 位、理工科学校 (École Polytechnique) は 201-300 位と、ランクを上げた。日本の大学では、東京大学が 20 位、京都大学 24 位、大阪大学 75 位、名古屋大学 79 位、東北大 84 位である。
- About Academic Ranking of World Universities, About ARWU, <<http://www.shanghairanking.com/aboutarwu.html>> (accessed

2011/12/29).

- 15) Enserink, M. "Who Ranks the University Rankers?", *Science*, vol 317 (5841), 2007, pp. 1026-1028.
- 16) 伊地知寛博『解説：研究のための 2006 年 4 月 18 日の計画法律第 2006-450 号』 p.103. (国立国会図書館 調査報告書「科学技術政策の国際的な動向」2011.)
- 17) PRES の例としてのパリ・サクレーキヤンampus (Le campus Paris-Saclay) では、フランス国立科学研究センター (CNRS)、理工科学校 (Ecole Polytechnique)、パリ国立高等鉱業学校 (Ecole Nationale Supérieure des Mines de Paris)、カシャン高等師範学校 (Ecole Normale Supérieure de Cachan)、パリ南・第 11 大学 (UPS)、ヴェルサイユ-サン-カンタン-アン-イブリーヌ大学 (Université de Versailles-Saint-Quentin-en-Yvelines)、パリ中央学校 (Ecole Central Paris)、電気高等学校 (Ecole Supérieure d'Electricité) などの機関が連携する構想とされ、85,000 万ユーロの予算が計上されている。
- 18) ANR は、2005 年 2 月に公益組合法人 (GIP) として設立され、本法律の施行で、2006 年 8 月に行政的性格を持つ公施設法人 (EPA) となった。
- 19) 文部科学省『平成 20 年版 科学技術白書』〈[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpaa200801/08060518/011.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa200801/08060518/011.htm)〉(accessed 2011/12/29).
- 20) 国立国会図書館 調査報告書「科学技術政策の国際的な動向」2011, pp.11-16.
- 21) MESR, *L'Etat de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche en France*, décembre 2010, no.4, pp.12-13.
- 22) 大久保嘉子、前掲書、2011, p65.
- 23) 館昭「ボローニャ・プロセスの意義に関する考察—ヨーロッパ高等教育圈形成プロセスの意義に関するもの」『名古屋大学高等教育研究』第 10 号、2010, pp.161-163.
- 24) Bologna Seminar on "Doctoral Programmes for the European Knowledge Society" (Salzburg, 3-5 February 2005) Conclusions and Recommendations.
- 25) Bergen Comuniqué-Bologna Bergen,  
〈[http://www.bologna-bergen2005.no/Docs/00-Main\\_doc/050520\\_Bergen\\_Communique.pdf](http://www.bologna-bergen2005.no/Docs/00-Main_doc/050520_Bergen_Communique.pdf)〉 (accessed 2011/12/29).
- 26) 博士課程の教育についての施策の経緯については、夏目達也、前掲書、2007, pp.187-207.を参照のこと。
- 27) 高等教育・研究省資料
- 28) 夏目達也、前掲書、2010, pp.87-100.
- 29) 大場淳、前掲書、2009, pp.283-292.
- 30) 2011 年 11 月 10 日高等教育・研究者 Contrat Doctoral et des ENS-EFE 担当者による指摘。
- 31) MESR, *L'Etat de l'Enseignement Supérieur et de la Recherche en France*, décembre 2010, no.4, p.64.
- 32) plan carrières: mesures pour les doctorants—MESR,  
〈<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid31772/plan-carrieres-mesures-pour-les-doctorants.html>〉 (accessed 2011/12/29).
- 33) 自治体国際化フォーラム海外の行政施策：フランスの研究開発政策 財団法人自治体国際化協会,  
〈<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/articles/gyosei/084/INDEX.HTM>〉 (accessed 2011/12/29).
- 34) ANRT, CIFRE パンフレット
- 35) 2011 年の月額給与額は、CR2 で 2,200 ユーロから 2,600 ユーロ。 CR1 で 2,300 ユーロから 3,900 ユーロであり、DR (ディレクター) は 3,000 ユーロから 6,000 ユーロであり年間研究手当は別途支給。 CNRS,  
〈<http://www.dgdr.cnrs.fr/drhchercheurs/concoursch/chercheur/carriere-fr.htm>〉 (accessed 2011/12/16).
- 36) CNRS, <<http://www.dgdr.cnrs.fr/drhchercheurs/concoursch/default-fr.htm>> (accessed 2011/12/16).  
たとえば、国立核物理素粒子物理研究所 (IN2P3) (CNRS の母体となった 2 機関のうちの 1 つ) では、毎年研究員 (CR1、CR2) を 6-8 人採用する。すでに研究実績のある研究者を選考するものが CR1 であり、外国人研究者も多い。CR2 は一般に新規採用で、博士号を取得した直後の 27 歳前後の者が多い。採用者のトップ 3 は、通常、高等師範学校 (ENS(Paris)) と理工科学校 (École Polytechnique) などのグラン・ゼコール出身者である。
- 37) Marie Curie Actions, (online) available from <<http://ec.europa.eu/research/mariecurieactions/>> (accessed 2011/12/29).
- 38) フランス高等教育・研究省資料 (資料におけるデータ出所は MESR-DGESIP/DGRO-SIES- Enquête "Ecoles Doctorales" 2011).
- 39) CNRS, Bilan social, <<http://bilansocial.dsi.cnrs.fr/page/nonpermanent>> (accessed 2011/12/20).

- 40) Association Bernard Gregory (ABG) から 2010 年 11 月 6 日に名称変更。  
(<http://www.intelliagence.fr/ABG/association-bernard-gregory-theses.html>) (accessed 2011/12/20).
- 41) 岩崎久美子「ポストドクター問題の背景」pp.10-31. 国立教育政策研究所・日本物理学会キャリア支援センター編『ポストドクター問題』世界思想社、2009.
- 42) デュリュ=ベラ, M., 前掲書, p.111.
- 43) 山田昌弘「希望格差社会と教育、家族」(園山大祐・ジャン=フランソワ・サブレ編著・『日仏比較 変容する社会と教育』明石書店、2008.)
- 44) 柏倉康夫『指導者（リーダー）はこうして育つ—フランスの高等教育 グランゼコール』吉田書店 2011, pp.206-207.

(受理日：平成 24 年 3 月 29 日)